

# 議 事 録

第 18 期名護市農業委員会  
第 11 回 総 会

令和 6 年 7 月 26 日 (金)

名護市農業委員会 第 11 回総会

開催日時 令和 6 年 7 月 26 日（金）午前 10 時 00 分～11 時 00 分

開催場所 名護市 21 世紀の森体育館 第 1・2 会議室

出席委員（農業委員）

1 番	野原 朝行	○	2 番	比嘉 清隆	欠	3 番	川上 達也	○
4 番	岸本 信子	○	5 番	山城 秀樹	○	6 番	仲村 正司	◎
7 番	前川 太輝	◎	8 番	伊波 實	○	9 番	宮城 政喜	○
10 番	宮城 二郎	欠	11 番	比嘉 政昭	○	12 番	川野 圭輔	○

（農地利用最適化推進委員）

13 番	比嘉 勲		14 番	清水 一郎	○	15 番	比嘉 海斗	○
16 番	呉屋 信竹	○	17 番	平 智昭	欠	18 番	林 昌平	○
19 番	宮城 直人	○	20 番	上間 光成	○	21 番	古我知 直人	○
22 番	玉城 司	○	23 番	上地 一宏	○	24 番	野原 三喜郎	○
25 番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

- 議 案 第 60 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
 第 61 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について  
 第 62 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
 第 63 号 農用地利用集積計画の意見決定について  
 第 64 号 非農地証明願について  
 第 65 号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について  
 報告 農地法第 3 条許可の取消し願いについて  
 報告 名護市農地利用最適化推進委員の失職及び補充募集について

(開会)

局長 時間になりましたので第 18 期第 11 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の総会は議案 6 件、報告 2 件となっております。

議長 只今より令和 6 年度第 18 期第 11 回名護市農業委員会総会を始めます。本日の欠席者 2 番委員、10 番委員です。議事には支障ないので進めさせていただきます。本日の議事録署名人は議席番号 6 番委員及び議席番号 7 番委員の両委員にお願い致します。それでは本日の議事に移りたいと思います。

(議案第 60 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 60 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 60 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、今月 10 件申請が上がっております。

整理番号 1 番 源河の 1 筆、地目畑、面積 3,124 m<sup>2</sup>、規模拡大による 3 条有償移転。従事日数は代表、従事者 4 名それぞれ 150 日。予定作物はコーヒーとなっております。

整理番号 2 番 源河の 2 筆、地目畑、合計面積 6,565 m<sup>2</sup>、規模拡大による 3 条無償移転。従事日数は代表 250 日、従事者 4 名それぞれ 150 日。予定作物はマンゴーとなっております。合わせて報告ですが、資料 15 ページになります報告案件で農地法 3 条許可申請取消し願いのついて、取消し理由は、許可後に売買がなくなったためとなっております。

整理番号 3 番 真喜屋の 6 筆、地目田、畑、合計面積 2,086 m<sup>2</sup>。新規就農による 3 条有償移転。従事日数 200 日。予定作物バナナ、パパイヤ、観葉植物となっております。

整理番号 4 番 仲尾の 1 筆、地目田、面積 896 m<sup>2</sup>。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数 250 日。予定作物観葉植物となっております。

整理番号 5 番 振慶名の 2 筆、地目畑、合計面積 3,449 m<sup>2</sup>。規模拡大に

よる3条有償移転。従事日数250日。予定作物サトウキビとなっております。

整理番号6番 我部祖河の1筆、地目畑、面積1,308㎡。規模拡大による3条無償移転。従事日数本人250日、妻150日。予定作物ドラセナとなっております。

整理番号7番 古我知の2筆、地目畑、合計面積503㎡。新規就農による3条有償移転。従事日数150日。予定作物野菜となっております。

整理番号8番 中山の11筆、地目畑、合計面積51,112㎡。新規就農による3条無償移転。従事日数本人、夫それぞれ150日。子10日。予定作物タンカン、パインとなっております。

整理番号9番 久志の1筆、地目畑、面積1,619㎡。規模拡大による3条有償移転。従事日数150日。予定作物サトウキビ、カボチャとなっております。

整理番号10番 久志の1筆、地目畑、面積257㎡。規模拡大による3条有償移転。従事日数150日。予定作物サトウキビ、カボチャとなっております。整理番号9番と10番の譲受人は同じ方となります。以上説明を終わります。

議長 只今説明のありました議案第60号農地法第3条第1項の規定による許可申請について何か質疑はございませんか。

議長 質疑がないようなので、議案第60号農地法第3条第1項の規定による許可申請について申請の通りすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第60号についてはすべて可と致します。

(議案第61号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第61号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 61 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について今月 2 件の案件となっておりますが、整理番号 2 番につきましては 5 条申請も同時に申請されておりますので 5 条の説明で合わせて行います。

整理番号 1 番 為又の 5 筆、地目田、合計面積 1,320 m<sup>2</sup>。転用目的、自動車解体工場となっております。平成 27 年に工場及びヤードとして許可を取っていましたが、コロナウイルスの影響による物価高騰で事業計画を断念し今回自動車解体工場としての事業計画変更申請となっております。事前確認で申請人は、自動車解体業の資格を持っていることを確認しております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地は 1.1ha となっております。説明以上となります。

議長 以上、事務局から説明のありました議案第 61 号について質疑はございませんか。

議長 質疑がないようですので議案第 61 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について整理番号 1 番を可としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

議長 議案第 61 号 整理番号 1 番を可と致します。

(議案第 62 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 62 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 62 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について今月 6 件の案件がございます。

整理番号 1 番 我部祖河の 1 筆、地目田、面積 373 m<sup>2</sup>。使用貸借権による一般住宅の申請となっております。農地区分は第 1 種農地となっておりますが以前説明させて頂いた例外規定の 10 戸連たんとなっております。

整理番号 2 番 屋部の 2 筆、地目畑、合計面積 1,087 m<sup>2</sup>。所有権移転による共同住宅の申請となっております。こちらは事業計画変更の整理番号 2 番と同時申請となっております。事業計画変更についてですが、当初の計画は貸住宅

でしたが資金計画が甘く計画を断念したとの事です。農地区分は第3種農地となっております。

整理番号3番 宇茂佐の4筆、地目田、合計面積1,060㎡。賃貸借権による仮設事務所及び駐車場の申請となっております。農地区分は第2種農地、一団の農地0.2haとなっております。

整理番号4番 宇茂佐の1筆、地目田、面積1,079㎡のうち992㎡。使用貸借権によるバスケットコート及び事務所の申請となっております。農地区分は第2種農地、一団の農地0.1haとなっております。

整理番号5番 済井出の1筆、地目畑、面積263㎡。所有権移転による宿泊施設の申請となっております。こちらの申請ですが現地調査の際にすでに砂利が敷かれていたため始末書付きとなっております。

整理番号6番 大北の1筆、地目畑、面積100㎡。所有権移転による貸駐車場の申請となっております。通常貸駐車場や貸資材置場などは借受人からの確約書を付けて頂くのですが、今回の申請は月極駐車場としての利用で、まだ貸す方が決まっていないので確約書は提出して頂いてないです。5条の説明は以上となります。

議長 只今説明のありました議案第62号について質疑はございませんか。

議長 質疑がないようですので議案第61号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について整理番号2番、議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第61号の整理番号2番、議案第62号の申請をすべて可と致します。

(議案第63号 農用地利用集積計画の意見決定について)

議長 議案第63号農用地利用集積計画の意見決定について事務局より説明をお願いします。

事務局長 お手持ち資料9ページより説明させていただきます。令和6年7月18日付けで

名護市長より名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定について依頼  
がございます。

譲渡人 5 名、譲受人 5 名。設定筆数 6 筆、面積計 8,555 m<sup>2</sup>となっております。  
詳細につきましては担当より説明がございます。

農地係

議案第 63 号農用地利用集積計画の意見決定について説明させていただきます。

整理番号 1 番 為又の 1 筆、5 年間の賃借権、予定作物ドラゴンフルーツ。  
新規 40 歳、従事日数 250 日、1 名にて従事予定となっております。

整理番号 2 番 饒平名の 1 筆、所有権移転。予定作物パイン。こちらは利用  
権の使用賃借権から所有権移転となっております。従事日数 250 日、1 名にて  
従事予定となっております。

整理番号 3 番 4 番 我部の 2 筆、5 年間の使用賃借権。予定作物はマンゴー。  
新規 69 歳、農場補助者 1 名雇用予定で 150 日従事予定となっております。

整理番号 5 番 仲尾の 1 筆、6 年間の賃借権。予定作物花卉。新規 25 歳、1  
名にて 150 日従事予定となっております。

整理番号 6 番 済井出の 1 筆、所有権移転。予定作物マンゴー。こちらは利  
用権の使用賃借権から所有権移転となっております。39 歳、2 名で 250 日従事  
しております。説明以上となります。

議長

只今説明のありました議案第 63 号について何か質問はありますか。

議長

質疑がないようなので、議案第 63 号農用地利用集積計画の意見決定につい  
て申請通りすべて可としてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

議案第 63 号はすべて可と致します。

(議案第 64 号 非農地証明願について)

議長

議案第 64 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 久志の 1 筆、面積 1,158 m<sup>2</sup>。非農地の事由は「当該申請地は久志屋外運動場内にあり、整備された昭和 63 年頃より農地としての利用はなく現況は雑種地である。また、道路や河川が横断している土地で農地としての利用は困難である」となっております。現地調査員の意見をお願い致します。

調査員 はい。現地を確認したところ、河川、公衆用道路が横断し、一部が久志区の公共施設用地として使用されている用途の混在した土地でした。高低差もあり、農地として復元することは困難と感じました。

以上を踏まえた調査員の意見ですが、当該申請地は農地としての利用は困難と思われるため証明相当と判断しました。皆さん審議をよろしくお願い致します。

議長 整理番号 1 番について何か意見はございますか。

議長 質疑がないようですので、整理番号 1 番を証明相当としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

事務局 整理番号 2 番 大東の 1 筆、面積 7.17 m<sup>2</sup>。非農地事由は「当該申請地は、建物と道路に挟まれた小面積の土地で農地としての有効活用は困難な土地である」となっております。調査員の意見をお願い致します。

調査員 はい。申請地は市街地内の宅地に囲まれた小面積の土地で将来的に農地として使用することは困難であると感じました。以上を踏まえた調査員の意見ですが、当該申請地は、農地としての利用は困難と思われるため証明相当と判断しました。皆さん審議をお願いします。

議長 整理番号 2 番について何か意見はございませんか。

議長 質疑がないようですので、整理番号 2 番を証明相当としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。



(議案第 65 号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について)

議長 議案第 65 号 農用地利用促進計画 (案) に関する意見決定について説明をお願いします。

事務局長 議案第 65 号農用地利用促進計画 (案) が出されております。詳細については担当より説明いたします。

農地係 農用地利用促進計画 (案) に関する意見決定について

整理番号 1 番 我部祖河の畑 1 筆、個人から沖縄県農業振興公社へ 6 年間の中間管理権、沖縄県農業振興公社から法人へ 6 年間の賃借権、予定作物が野菜になっております。

整理番号 2 番 我部祖河の 1 筆、個人から沖縄県農業振興公社へ 6 年間の中間管理権、沖縄県農業振興公社から法人へ 6 年間の賃借権、予定作物は野菜となっております。こちら農地確認と受け手からの聴き取りに同席して頂いた委員に受け手の説明を行って頂きます。

委員 受け手の合同会社は法人として羽地地域を中心に県内外に向けた野菜を生産・販売しております。基本構想水準到達者で人・農地プランでは振慶名・山田・伊差川・仲尾地区で中心経営体に位置づけられています。今回の農地は一体で野菜を耕作される予定です。以上です。

議長 議案第 65 号について質問のある方はお願いします。  
なければそのまま可決といたしますが、よろしいですか。

委員 はい。

議長 では可決とします。

(報告 名護市農地利用最適化推進委員の失職及び補充募集について )

事務局長 報告事項 報告 2 件ございますが、農地法第 3 条許可申請の取消し願いについては議案第 60 号で合わせて報告致しましたので省略させていただきます。次の報告を担当より説明をお願いします。

主査 報告事項 名護市農地利用最適化推進委員の失職及び募集について

失職日令和 6 年 7 月 14 日、失職理由 死去。

農業委員会法第二十三条 「推進委員は正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」となっておりますが、死亡による辞任は本人がいないことが明らかなので、総会で審議する必要はなく、総会への報告と致します。

名護市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則。(推進委員に欠員が生じた場合の補充)

第十一条 推進委員について、辞任、失職あるいは罷免により、欠員が生じた場合は、この規則に定める規定に基づき、推進委員の補充に努めなければならない。

募集期間、本日令和 6 年 7 月 26 日から概ね 1 カ月間。

募集掲載、市ホームページ、喜瀬、幸喜、数久田の 3 区の区長に依頼。委嘱日令和 6 年 9 月 1 日予定。議会議決、不要。

第 12 回総会にて候補者の評価。となっております。会長含めご協力よろしくお願いいたします。

事務局長

通常であれば公に市全域から募集をかけるのですが、今回は欠員ということで担当地区が決まっておりますので、地区を絞って募集をかける予定です。以上です。

議長

有難うございました。

(閉会)

議長

以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。

これもちまして、第 11 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(野原朝行)

野原朝行

署名委員(仲村正司)

仲村正司

署名委員(前川太輝)

前川太輝